

＝朝倉高校創立110周年記念「ICT教育環境整備事業」寄付金＝

税の優遇措置による減税額の計算例(個人)

◇目安として参考にしてください。

◇法人からの寄付は、寄付金**全額**が**損金算入の対象**となります。

税率等

所得税	課税される所得金額が	1000円～194.9万円	5%
		195万円～329.9万円	10%
		330万円～694.9万円	20%
		695万円～899.9万円	23%
		900万円～1799.9万円	33%
※税額計算式の各課税所得金額ごとに設けられている控除額は省略しています。			
個人住民税所得割額	課税される所得金額×10%		

税の優遇措置の前提条件

所得税の寄附金控除	控除対象寄附金額は、総所得金額等の40%が限度	
個人住民税の税額控除	基本控除	控除対象寄附金額は、総所得金額等の30%が限度
	特例控除 (ふるさと納税に適用される優遇措置)	控除額は、個人住民税所得割額の2割が限度

※総所得金額等 …事業・不動産・給与・雑・退職・山林所得などの合計額。詳細は国税庁ホームページの「寄附金控除の控除額の計算方法」で解説する「総所得金額等」を参考にしてください。

※所得税率×1.021 …所得税と復興特別所得税の合計税率

ケース1

給与収入500万円で、課税される所得金額が、195万円～329万9千円の人が、**1万円寄付**した場合。
 所得金額の合計は、給与収入500万円÷4×3.2-54万円=346万円(給与所得)→下線は確定申告の手引き(国税庁)による計算式。(以下「計算式」)
 課税される所得金額は、所得金額の合計346万円-所得控除額(基礎控除・社会保険料控除・配偶者控除など)
 (計算例)
 所得税…寄附金控除による減税
 $(\text{寄附金額}-2000) \times \text{所得税率} \times 1.021 \rightarrow (10000-2000) \times 0.1 \times 1.021 \doteq \mathbf{816円(A)}$
 住民税(市区町村都道府県民税)…税額控除による減税
 基本控除 $(\text{寄附金額}-2000) \times 10\% \rightarrow (10000-2000) \times 0.1 = \mathbf{800円(B)}$
 特例控除 $(\text{寄附金額}-2000) \times (90\% - \text{所得税率} \times 1.021) \rightarrow (10000-2000) \times (0.9 - 0.1 \times 1.021) \doteq \mathbf{6,384円(C)}$
減税額 = (A) + (B) + (C) = **8,000円** →1万円の寄付に対する実質的な負担は、2千円になります。
 {(C) ≤ 個人住民税所得割額の2割} のとき
 ↓

ケース2

給与収入700万円で、課税される所得金額が、330万円～694万9千円の人が、**3万円寄付**した場合。
 所得金額の合計は、給与収入700万円×0.9-120万円=510万円(給与所得)→下線は計算式による。
 課税される所得金額は、所得金額の合計510万円-所得控除額(基礎控除・社会保険料控除・配偶者控除など)
 (計算例)
 所得税…寄附金控除による減税
 $(\text{寄附金額}-2000) \times \text{所得税率} \times 1.021 \rightarrow (30000-2000) \times 0.2 \times 1.021 \doteq \mathbf{5,717円(A)}$
 住民税(市区町村都道府県民税)…税額控除による減税
 基本控除 $(\text{寄附金額}-2000) \times 10\% \rightarrow (30000-2000) \times 0.1 = \mathbf{2,800円(B)}$
 特例控除 $(\text{寄附金額}-2000) \times (90\% - \text{所得税率} \times 1.021) \rightarrow (30000-2000) \times (0.9 - 0.2 \times 1.021) \doteq \mathbf{19,483円(C)}$
減税額 = (A) + (B) + (C) = **28,000円** →3万円の寄付に対する実質的な負担は、2千円になります。
 {(C) ≤ 個人住民税所得割額の2割} のとき
 ↓

ケース 3 65歳未満で、給与収入200万円、公的年金収入170万円で、課税される所得金額が、千円～194万9千円の人が、**1万円**寄付した場合。
 所得金額の合計は、給与収入200万円÷4×2.8-18万円=122万円（給与所得）（ア）→下線は計算式による。
 公的年金収入170万円×0.75-37.5万円=90万円（雑所得）（イ）→下線は計算式による。
 課税される所得金額は、所得金額の合計（ア+イ）212万円-所得控除額（基礎控除・社会保険料控除・配偶者控除など）
 （計算例）
 所得税…寄附金控除による減税
 （寄附金額-2千円）×所得税率×1.021 →(10000-2000)×0.05×1.021≒**408円(A)**
 住民税(市区町村都道府県民税)…税額控除による減税 {(C) ≤個人住民税所得割額の2割} のとき
 基本控除 （寄附金額-2千円）×10% →(10000-2000)×0.1=**800円(B)** ↓
 特例控除 （寄附金額-2千円）×(90%-所得税率×1.021) →(10000-2000)×(0.9-0.05×1.021)≒**6,792円(C)**
減税額=(A)+(B)+(C)=8,000円 →1万円の寄付に対する実質的な負担は、2千円になります。

ケース 4 65歳以上で、公的年金収入240万円で、事業所得(農業や営業等)30万円で、課税される所得金額が、千円～194万9千円の人が、**3万円**寄付した場合。
 所得金額の合計は、公的年金収入240万円-120万円=120万円（雑所得）（ア）→下線は計算式による。
 事業所得（農業所得や営業等）30万円（イ）
 課税される所得金額は、所得金額の合計（ア+イ）150万円-所得控除額（基礎控除・社会保険料控除・配偶者控除など）
 （計算例）
 所得税…寄附金控除による減税
 （寄附金額-2千円）×所得税率×1.021 →(30000-2000)×0.05×1.021≒**1,429円(A)**
 住民税(市区町村都道府県民税)…税額控除による減税 {(C) ≤個人住民税所得割額の2割} のとき
 基本控除 （寄附金額-2千円）×10% →(30000-2000)×0.1=**2,800円(B)** ↓
 特例控除 （寄附金額-2千円）×(90%-所得税率×1.021) →(30000-2000)×(0.9-0.05×1.021)≒**23,771円(C)**
減税額=(A)+(B)+(C)=28,000円 →3万円の寄付に対する実質的な負担は、2千円になります。

ケース 5 給与収入1,000万円で、課税される所得金額が、330万円～695万円の人が、**5万円**寄付した場合。
 所得金額の合計は、給与収入1,000万円×0.95-170万円=780万円（給与所得）→下線は計算式による。
 課税される所得金額は、所得金額の合計780万円-所得控除額（基礎控除・社会保険料控除・配偶者控除など）
 （計算例）
 所得税…寄附金控除による減税
 （寄附金額-2千円）×所得税率×1.021 →(50000-2000)×0.2×1.021≒**9,801円(A)**
 住民税(市区町村都道府県民税)…税額控除による減税 {(C) ≤個人住民税所得割額の2割} のとき
 基本控除 （寄附金額-2千円）×10% →(50000-2000)×0.1=**4,800円(B)** ↓
 特例控除 （寄附金額-2千円）×(90%-所得税率×1.021) →(50000-2000)×(0.9-0.2×1.021)≒**33,399円(C)**
減税額=(A)+(B)+(C)=48,000円 →5万円の寄付に対する実質的な負担は、2千円になります。

※税の優遇措置の詳細につきましては、国税庁のホームページや「確定申告の手引」を参考にされるほか、最寄りの税務署又は市区町村役場・役所にお問い合わせください。